

養護老人ホーム湘風園再整備基本構想について（報告）

はじめに

養護老人ホーム湘風園は、茅ヶ崎市、寒川町、本市の2市1町で構成する湘南広域都市行政協議会で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営しています。当該施設は、65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断される高齢者を措置として受け入れています。

1 再整備の必要性和検討経緯

当該施設は、昭和47年に開設され、令和4年6月1日に50周年を迎えました。湘風園は開設当初からある本館と平成9年度に整備を行った新館がありますが、本館部分では施設の老朽化が進み、修繕や改修を行いながら運営されてきましたが、利用者に配慮した構造・設備の更新や安全性の確保に向けた施設の再整備が必要な状態となっています。

このような背景から、2市1町で構成される湘南広域都市行政協議会の事務研究部会湘風園あり方検討分科会において、湘風園再整備のあり方が検討されてきました。

令和3年度には、湘風園の運営法人による「養護老人ホーム湘風園再整備基本構想検討委員会」において、様々な協議・検討が行われ、2市1町分科会での意見を取り入れた上で、再整備基本構想が策定されました。

2 基本情報

(1) 施設概要

所在地：高座郡寒川町大蔵800番地

敷地面積：11,089.52㎡、建築面積：2,537.98㎡、延床面積：4,105.99㎡

施設定員：95人（本館：45人、新館：50人）

(2) 沿革

養護老人ホームの管理運営を行うために、昭和45年当時の人口割合に基づき、藤沢市60%、茅ヶ崎市34%、寒川町6%の割合で出資し、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会を設立し、施設管理及び事業運営を行っています。

今後、再整備にあたっての費用負担の割合等については、改めて協議してまいります。

(3) 利用者数の推移

平成24年度から平成30年度までは概ね定員数（100人）を維持していましたが、令和元年度と令和2年度の利用者数は90人程度となっています。

3 再整備に関する基本方針

(1) 基本的な考え方

現在の敷地を活用し、老朽化が進む本館の建替えを実施するとともに、平成9年度に整備を行った新館部分はそのまま活用し、本館建替え部分と一体として整備を行います。なお、再整備にあたっては、定員数を95人とした上で、現在の湘風園が持つ機能を再現することを前提としますが、利用者の生活環境の向上に資するため、居室については全て個室化を行います。

(2) 施設の機能等

再整備後の施設機能としては、既存施設と同様に養護老人ホームの運営を基本とし、付帯機能についても地域の交流スペースとしての活用や高齢者の生活に関する相談対応等を想定しています。

4 運営に関する基本方針

(1) 運営に対する基本的な考え方

社会福祉法人湘南広域社会福祉協会は、これまでの約50年間にわたる養護老人ホームの運営のノウハウを活かし、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように取り組みます。また、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。

また、安定した経営状態を維持するため、これまで以上に質が高く、効率の良いサービスの実施に加え、経営における一層の健全化・安定化が図れるよう、次のような施策の実施を推進します。

(2) 施設経営健全化の推進

ア 収入面での改善

特定施設対象者（介護保険サービス利用者）への対応強化、
空床発生時の対策のための契約入所の実施、各種加算の取得

イ 支出面での改善

職員配置や業務の効率化、施設運営に係る経費の削減

5 新施設の概要と規模

再整備後の養護老人ホームは、既存施設と同様の規模・機能とし、新たに建て替える床面積は、本館部分の既存面積と同じ2,500㎡程度とします。

施設の再整備にあたっては、利用者の居室に加え、食堂、浴室、集会室などが必要となります。詳細については、今後予定する基本設計等において協議し、決定します。

6 再整備事業費の想定

再整備事業に要する施設整備費については、約 15 億円を見込んでいます。

なお、施設再整備等に関する 2 市 1 町の負担割合については、法人の自己資金、県補助金などを踏まえ、2 市 1 町が法人と協議・調整を進めてまいります。

※費用に関しては現時点での概算であり、今後の検討を通じて精査・修正されていくことを前提としたものとなっています。

7 今後のスケジュール（現時点での想定）

- ・令和 4 年度・・・・・・・・・・6 月定例会において再整備基本構想を報告
各市町で関係部局と進め方等について協議
基本設計、実施設計にかかる予算要求
- ・令和 5 年度～6 年度・・・・基本設計、実施設計
- ・令和 7 年度～9 年度・・・・工事期間
- ・令和 10 年度・・・・・・・・・・施設供用開始

以 上

（事務担当 福祉部高齢者支援課）